

第20回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月21日(月) 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)

3. 出席委員 13名

		2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

1	三木 隆志
---	-------

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可について

日程第3 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農
用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第5号 農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供
について

日程第5 議案第6号 大樹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正に
ついて

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時00分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は13名であります。 定足数に達しておりますので、第20回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、2番・金曾 浩文委員、3番・辻本 一夫委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。
清原局長	それでは、1月27日開催の第19回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、2月5日から6日にかけて、南十勝農業委員等研修会が、グランテラス帯広で開催され、会長以下、委員10名が参加しております。 2月14日、農業委員会会長・職務代理者・事務局長研修会が、帯広市ソネビル、インザスイートで開催され、穀内会長、太田代理、事務局長が出席しております。 2月17日、農地委員会を開催し、牧田委員長以下、委員6名、会長、代理が出席し、令和6年大樹町の農地賃料情報の提供について協議しております。この件は、この後の議案第5号でご審議いただくこととなっております。 2月18日、女性農業委員研修会が帯畜大で開催され、金曾千春委員が参加しております。 次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてです。今月の報告は1件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。 また、1法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。 以上で業務報告を終わります。
穀内会長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第3号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番から3番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第3号、農地法第3条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。 今回審議いただく案件は、3件です。内訳は、賃貸借が3件となっております。

	つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■であります。経営面積は、■■■㎡であり、賃料は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、水野委員となっております。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■であります。経営面積は、■■■㎡であり、賃料は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、乙部委員となっております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番について、 地区担当委員より調査報告を求めます。 芽武地区担当委員、水野 敦 委員から報告願います。
水野委員	申請番号1番、につきましては、譲渡人による所有権移転となっております。譲受人は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号2番について、地区担当委員より調査報告を求めます。 大和地区担当委員、乙部 毅博 委員から報告願います。
乙部委員	申請番号2番につきましては、借主希望による賃貸借となっております。借主は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第2号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。

	よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号３番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号３番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ ■■であります。経営面積は、■■㎡であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、乙部委員となっております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。次に、申請番号３番について、地区担当委員より調査報告を求めます。 大和地区担当委員、乙部 穀博 委員から報告願います。
乙部委員	申請番号３番につきましては、借主希望による賃貸借となっております。借主は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第３号、農地法第３条の規定による許可について申請番号３番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第３、議案第４号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号１番から３番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第４号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。

	今回ご審議頂きます申請は3件です。 内訳は、賃貸借の更新が3件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏 経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏 経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号3番所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号1番から3番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から3番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。
穀内会長	日程第4、議案第5号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第5号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供に

	についての提案説明を申し上げます。 この件につきましては、農地法第52条において、農業委員会が果たす役割として、賃料等の農地に関する情報の収集、整理、分析を行い、提供を行うと規定されております。 今回、令和6年1月から12月分までの、町内における農地の賃料等の情報を整理するなど取りまとめを行い、2月17日開催の農地委員会において、賃料等の状況や公表方法などをご審議いただき、本総会に諮ることをご承認いただいております。 つきましては、その内容等について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	農地の賃借料情報の提供につきましては、農地法第52条の規定に基づき、2月17日に農地委員会を開催し、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間における賃借料について会議を実施いたしました。 例年にならい、北部、中央部、沿岸部の3ブロックに分け、平均値は、筆数で平均値を出し、比重案分は行っておりません。また、農地保有合理化事業による賃貸借は、除いております。 あと、単位は全て10a当りとなっておりますので、単位は省略させていただきます。 北部は、平均値は5,300円、最高値で6,300円、最低値で3,600円、筆数は136筆、中央部は、平均値5,800円、最高値で6,300円、最低値で4,500円、筆数は86筆、最後に、沿岸部は、平均値で4,900円、最高値で6,000円、最低値で2,800円、筆数は222筆という結果になりました。 この賃借料に異議がなければ、大樹町の農地賃借料情報として、町の広報及びホームページに掲載いたします。 以上で、説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第5号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)

	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第5、議案第6号、大樹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正についての件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第6号、大樹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正についての提案説明を申し上げます。 本基準は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化、その他、農地保有の合理化を図るため、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農業委員会が行う農業振興地域内の農用地等のあっせん等の手続きを定める基準となります。 今回の一部改正につきましては、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正及び北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の変更に合わせて、当町でも基準の一部改正を行うものです。 つきましては、基準の一部改正について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よりお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	(改正内容を説明)
穀内会長	内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第6号、大樹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、3月28日金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第20回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和7年2月21日

会 長

委 員 (2 番)

委 員 (3 番)